

証券コード4389
2021年6月8日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目29番6号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長 板 谷 敏 正

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、賛否をご入力の上、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 6階
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ 会議室1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 議決権行使の
ご案内 次頁記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

◎本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

◎当社では、会場受付の所定の場所に、アルコール消毒液を設置するなど、衛生環境の維持に最大限努めてまいります。株主総会にご参加いただく株主様におかれましても、可能な限り、マスク着用などの感染予防にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

◎本総会においては、感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（アドレス <https://www.propertydbk.com/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 〇〇〇〇〇〇〇〇 株主総会日 御中 議決権の数 XX 股 ××××年××月××日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 投票日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 股 1. 2. 印 見 本 ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XX パスワード XXXXXX						

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1, 3, 4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

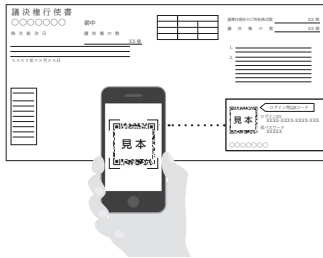
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

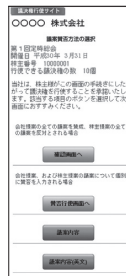
議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



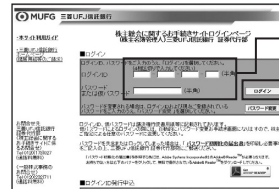
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

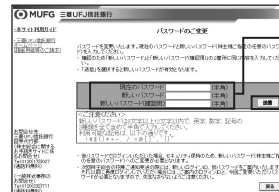
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は69,400,824円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	いた 板 や 谷 とし 敏 まさ 正	代表取締役社長	再 任
2	たけ 武 の 野 さだ 貞 ひさ 久	専 務 取 締 役	再 任
3	おお 大 た 田 たけし 武	常 務 取 締 役	再 任
4	ほり 堀之内 は はる代 る の うち よ	取 締 役	再 任

再 任 再任取締役候補者



候補者番号

1

いたや
板谷

としまさ
敏正

(1963年4月24日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 清水建設株式会社入社
2000年10月 当社設立 代表取締役社長（現任）
2021年 4月 株式会社丹青社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社丹青社 社外取締役

取締役候補者とした理由

2000年10月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

535,310株

在任年数

20年8カ月

取締役会出席状況

15/15回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



候補者番号

2

たけの
武野

さだひさ
貞久

(1966年10月15日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4 月	清水建設株式会社入社	2015年 4 月	当社営業本部長
2003年10月	当社入社	2018年 6 月	当社専務取締役（現任）
2005年 5 月	当社 S I 事業部長	2020年 9 月	当社営業本部長
2007年 6 月	当社取締役	2020年10月	当社クラウド事業本部管 掌、クラウド事業本部長 （現任）
2011年 6 月	当社常務取締役		
2014年 4 月	当社営業本部管掌、ソリュ ーション事業本部、プロバ イダー事業本部管掌		

所有する当社の株式数

85,433株

在任年数

14年

取締役会出席状況

15/15回

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

2003年に入社して以来、当社全体の成長をけん引しております。取締役就任以来、当社の営業を統括する分野に特に尽力し、クラウド事業本部の責任者として当社の企業価値向上に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

91,494株

在任年数

13年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

3

お お た たけし
大田 武

(1969年7月14日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年4月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2011年4月	当社営業本部長
2006年10月	当社入社 企画管理部長	2015年4月	当社経営企画部、業務管理部管掌
2007年6月	当社執行役員	2015年9月	当社法務・コンプライアンス部管掌
2008年6月	当社企画管理本部長	2019年6月	当社常務取締役（現任）
2008年6月	当社取締役	2020年10月	当社企画管理本部管掌、企画管理本部長（現任）
2010年4月	当社プロバイダーマネジメント本部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

金融及び不動産投資に関する業務知識を有し、企画管理本部の責任者として事業戦略を推進しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

4 ほりのうち はるよ 堀之内 はる代 (1968年4月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2013年4月	当社ソリューション事業本部長
2003年10月	当社入社	2019年6月	当社取締役（現任）
2007年10月	当社営業ソリューション本部アセットソリューション部長	2019年6月	当社ソリューション事業本部管掌
2011年4月	当社ソリューション事業本部ソリューション部長	2020年10月	当社クラウド事業本部副本部長、クラウド事業本部プロジェクト推進部、SaaS開発部担当（現任）

所有する当社の株式数

7,175株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」については、2021年3月31日時点のものです。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役越沼孝夫氏は辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	当社における地位
星 野 道 人	新任 社外

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者



ほしの 星野 道 人 (1959年3月18日生)

新任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1981 年 4 月 清水建設株式会社入社 2021 年 4 月 同社顧問（現任）
2011 年 7 月 同社投資開発本部アセ
ットマネジメント部長
2015 年 4 月 同社関東支店副支店長
2017 年 4 月 清水総合開発株式会社
常務取締役
2018 年 4 月 同社代表取締役社長

【重要な兼職の状況】

清水総合開発株式会社顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

星野道人氏は、清水建設株式会社においてプロジェクト管理やアセットマネジメント業務など専門分野の豊富な経験と見識を有しております。加えて清水総合開発株式会社において、代表取締役社長として会社経営についての経験も有しております。今後、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行を監督・監査していただくことを期待して候補者いたしました。

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者星野道人氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
4. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
5. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 当社は星野道人氏の選任が承認された場合は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第21期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします、青木儀和氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社の規程に従い退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告28ページに記載のとおりであります。

氏 名	略 歴
あ お き よ し か ず 青 木 儀 和	2020年 6月 当社取締役（現任） 2020年 6月 当社クラウド事業本部管掌

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は不動産・施設の運用管理を支援するクラウドサービス「@プロパティ」を不動産に関わる様々な業種や業態の企業に提供しており、不動産投資運用会社（REIT、ファンド）、多数の不動産を所有する一般事業会社等、厚い顧客基盤を背景に当社クラウドサービスは着実にその事業規模を拡大させております。

当期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の深刻化に伴う経済活動の停滞が世界規模で発生しました。ワクチン接種等により事態の収束が期待されるものの、足元では感染が拡大しており、先行き不透明な状況は依然として続いております。

当社が事業を展開するクラウドサービス分野については、新しい生活様式に基づく働き方（在宅勤務、テレワーク等）を実践するうえでの有用性が再認識されており、当社サービスに対する需要も更に高まっております。また、当社の顧客の多くが関わる不動産売買及び賃貸市場について、一部セグメントにコロナ禍の影響が及んでいるものの、不動産管理の需要自体は依然堅調に推移しており、この傾向は今後も継続するものと思われます。

今般のコロナ禍にあって、当社はテレワークの推進やテレビ会議を積極的に活用することで、業務遂行能力の低下を極力回避しており、受注済のプロジェクトも概ね予定どおりに進捗しております。更に、新規受注に向けた営業活動についてもテレビ会議等で十分対応できております。

また、REIT・ファンド分野における「@プロパティ」の地位を確固たるものにするため、株式会社野村総合研究所と不動産投資顧問業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けたサービスを共同で提供（以下、本協業）することに合意し、第3四半期より本協業を開始いたしました。

更に、東京オペラシティビル株式会社と共同で、3次元のモデリングソフトウェアを使用し設計・建設の生産性を向上させるBIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）と「@プロパティ」を連携させた新たな不動産情報プラットフォームを構築するプロジェクトがスタートいたしました。本プロジェクトは、不動産・施設管理の高度化と生産性向上を目的とし、国土交通省の「令和2年度 BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」にも採択され、建設・不動産業界において注目をされております。

コロナ禍において不動産市況、顧客ニーズは刻々と変化しており、当社競争力の維持向上を図るため、より柔軟で一体的な組織体制の構築、従来以上に迅速かつ効率的な事業運営を目指すことを目的に、2020年10月1日付けでプロフィットセンターをクラウド事業本部に統合する組織変更をいたしました。将来を見据えたR&D機能の拡充、DX及び次世代プロジェクトを絶え間なく推進し、中長期的な競争力を強化してまいります。

この結果、当期の売上高は2,165,888千円(前期比 321,755千円増、17.4%増)、営業利益は504,165千円(前期比 185,740千円増、58.3%増)となりました。また、国交省モデル事業の補助金受領等により経常利益は519,759千円(前期比 200,098千円増、62.6%増)、開発途中の一部オプションサービスの減損損失計上により当期純利益は350,782千円(前期比 133,512千円増、61.5%増)と、前期に比べ増収増益となり、創業来最高益を達成いたしました。

なお、当社は「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、売上高の概要をサービス別に記載しております。

（クラウドサービス）

ストック型売上であるクラウドサービスの売上高は1,263,203千円（前期比 190,962千円増、17.8%増）となりました。また、2021年1月から3月までの3ヶ月平均のクラウドサービス月額利用料は、114,985千円（前年同期比20,679千円増、21.9%増）となりました。

（ソリューションサービス）

フロー型売上であるソリューションサービスの売上高は902,685千円（前期比 130,792千円増、16.9%増）となりました。前事業年度より継続して複数の大型案件のプロジェクト推進活動が順調に進捗しており、前期比で増収となりました。

サービス別売上高

事業区分	第 20 期 (2020年3月期) (前事業年度)		第 21 期 (2021年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	1,072,240千円	58.1%	1,263,203千円	58.3%	190,962千円	17.8%
ソリューションサービス	771,893	41.9	902,685	41.7	130,792	16.9
合 計	1,844,133	100.0	2,165,888	100.0	321,755	17.4

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は306,679千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウェアです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2018年3月期)	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (2020年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	1,239,893	1,617,482	1,844,133	2,165,888
経 常 利 益(千円)	235,823	295,036	319,661	519,759
当 期 純 利 益(千円)	145,863	209,150	217,269	350,782
1 株当たり当期純利益 (円)	32.46	37.12	37.03	60.68
総 資 産(千円)	1,522,489	2,251,118	2,464,286	2,727,729
純 資 産(千円)	1,086,621	1,757,161	1,894,617	2,108,664
1 株当たり純資産額 (円)	241.79	298.62	322.57	364.61

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 当社は、2018年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。また、2019年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これらに伴い、第18期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件営業力及び執行力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド市場における最新の不動産投資業務への精通、一般事業会社等における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生しておりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社は、REIT・ファンド市場及び一般事業会社等における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、またAI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@プロパティ」の競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社は、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④ 人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠であります。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業を更に拡大できる組織体制の強化に取り組めます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	内 容
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス	・不動産・施設の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・不動産・施設の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソリューションサービス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本 社	東京都港区浜松町一丁目29番6号
-----	------------------

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
68 (4) 名	6名増 (1名減)	42.3歳	6.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、従業員兼務役員を含んでおります。また、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 17,976,000株

(2) 発行済株式の総数 5,928,300株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は14,700株増加しております。

(3) 株主数 2,743名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	1,411,200株	24.40%
株式会社ケン・コーポレーション	735,000	12.71
板谷敏正	535,310	9.26
高橋秀樹	393,400	6.80
寺田英司	242,500	4.19
日本ビューレット・パッカード株式会社	210,000	3.63
日本生命保険相互会社	105,000	1.82
佐野徳也	95,800	1.66
大田武	91,494	1.58
S M B C 日興証券株式会社	88,800	1.54

(注) 1. 当社は、自己株式144,898株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式（144,898株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員を除く）	6,287株	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5)取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	板 谷 敏 正	
専 務 取 締 役	武 野 貞 久	クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱
常 務 取 締 役	大 田 武	企画管理本部管掌 企画管理本部長委嘱
取 締 役	堀之内 はる代	クラウド事業本部副本部長委嘱 クラウド事業本部 プロジェクト推進部、SaaS開発部担当
取 締 役	青 木 儀 和	クラウド事業本部副本部長委嘱 クラウド事業本部 DXプラットフォーム統括部担当
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	鎢 木 耕 三	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	越 沼 孝 夫	清水地所株式会社 総務部部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 田 島 芳	協栄IT&ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長

- (注) 1. 取締役鎢木耕三氏、越沼孝夫氏及び小田島芳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役鎢木耕三氏は金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
3. 取締役越沼孝夫氏は長年にわたり清水建設株式会社の経理・財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役鎢木耕三氏及び小田島芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役小田島芳氏は、2021年1月29日付で協栄IT&ビジネスサービス株式会社の代表取締役副社長に就任いたしました。

7. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び兼職の異動は次のとおりであります。

新 役 職 名	旧 役 職 名	氏 名	異 動 年 月 日
専務取締役 営業本部管掌 営業本部長委嘱	専務取締役 営業本部管掌	武野 貞久	2020年9月1日
専務取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	専務取締役 営業本部管掌 営業本部長委嘱	武野 貞久	2020年10月1日
常務取締役 企画管理本部管掌 企画管理本部長委嘱	常務取締役 管理部門管掌	大田 武	2020年10月1日
取締役 クラウド事業本部副本部長委嘱 クラウド事業本部 プロジェクト 推進部、SaaS開発部担当	取締役 ソリューション事業本部管掌 ソリューション事業本部長委嘱	堀之内 はる代	2020年10月1日
取締役 クラウド事業本部副本部長委嘱 クラウド事業本部 DXプラット フォーム統括部担当	取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	青木 儀和	2020年10月1日

8. 代表取締役社長板谷敏正は、2021年4月27日付で株式会社丹青社の社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鎢木耕三氏、越沼孝夫氏及び小田島芳氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	111,519	97,915	11,850	1,754	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,590 (19,590)	19,590 (19,590)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	131,109 (19,590)	117,505 (19,590)	11,850 (-)	1,754 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額は年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の基本報酬の総額には、当期に計上した役員退職慰労引当金の繰入額4,125千円を含み、従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月25日開催の第20期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 18,958千円（うち社外取締役 1名 4,791千円）

（各金額には、上記①及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名 18,958千円（うち社外取締役 1名 4,791千円）が含まれております。）

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、売上高及び経常利益の事業計画の達成状況により支給額を決定しております（役位に応じて定められた基準額の0～100%の範囲で変動）。

売上高を指標として選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向けて事業規模の拡大を図っている当社において、取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表していることから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

当事業年度の売上高及び経常利益の実績は、1. (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑥役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月25日開催の取締役会において、役員報酬制度を改定し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、当該決定方針を反映した規程及び役員報酬制度に基づき決定することで恣意性を排除しております。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等を取締役会が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬ポリシー

当社は、報酬に関する考え方を共有し、経営戦略と一貫した報酬制度の導入を目的とし、以下の役員報酬ポリシーを策定しております。

役員報酬ポリシー

- ・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること
- ・短期業績のみならず、中長期業績との連動にも配慮したものであること
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系であること

ロ. 報酬構成

取締役（監査等委員を除く）の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する譲渡制限付株式報酬で構成しております。

a. 基本報酬、業績連動報酬

・基本報酬

同輩企業(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の役員の基本報酬水準等を参考に、各役員の役位に応じて決定しております。

・業績連動報酬

売上高及び経常利益の事業計画の達成状況により支給額を決定しております（役位に応じて定められた基準額の0～100%の範囲で変動）。

売上高を指標として選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向けて事業規模の拡大を図っている当社において、取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表しているこ

とから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

当事業年度の売上高及び経常利益の実績は、１．(2)直前３事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりです。

b. 譲渡制限付株式報酬

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2020年６月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。

役位に応じた種類別報酬割合は下表のとおりです。

役 位	役員報酬の構成比（注）１			
	基本報酬 （注）２	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	合 計
取締役社長	72.9%～75.5%	18.9%～20.8%	5.7%～6.3%	100.0%
取締役副社長	72.5%～75.5%	18.9%～21.1%	5.7%～6.3%	
専務取締役	71.9%～75.5%	18.9%～21.6%	5.7%～6.5%	
常務取締役	71.1%～75.5%	18.9%～22.2%	5.7%～6.7%	
取締役（監査等委員を除く。）（注）３	70.2%～75.8%	19.0%～23.4%	5.2%～6.4%	

（注）１．基本報酬は該当の役位における上限から下限値であり、かつ業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり、当社の業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

- 基本報酬には、退職慰労金（当事業年度に計上する役員退職慰労金繰入額）を含んでおります。
- 従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

- ⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役越沼孝夫氏は、清水地所株式会社の総務部部長であります。清水地所株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役小田島芳氏は、協栄IT&ビジネスサービス株式会社の代表取締役副社長であります。協栄IT&ビジネスサービス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（常勤監査等委員） 鍋木 耕三	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般並びに財務及び会計に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 越沼 孝夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しました。 客観的な立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、清水建設株式会社での経験から財務及び会計における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 小田島 芳	2020年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会11回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、ITコンサルティング企業役員として経営に携わった経験から経営管理やIT分野における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- ・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
- ・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
- ・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

- ・ 不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
- ・ 企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
- ・ 個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
- ・ 財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。

- ・ その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- ・ 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ・ 内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
 - ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
 - ・ 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。
- ⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - ・ 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担します。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
 - ・ 常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
 - ・ 内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。
- ⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を实践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組みます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
 - ・ 「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。なお、「内部通報規程」は外部の指定登録機関（公益社団法人商事法務研究会）による一定の確認・審査を経て内部通報制度認証（「WCMS認証」）に登録されております。
 - ・ 経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
 - ・ 反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 年 1 回定期的に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で事業内容に関するリスク・課題について協議し、その結果を取締役会にて報告し、決議しております。
 - ・ 毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。
 - ・ 事業継続委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。
 - ・ 経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。なお、当期における内部監査室の従業員の異動はありません。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。
 - ・ 常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月 1 回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
 - ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的に実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。また、当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。

- ⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみに理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
 - ・通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
 - ・通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
 - ・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。
 - ・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。
 - ・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、1株当たり12円00銭の期末配当を予定しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	1,713,497	流 動 負 債	411,350
現金及び預金	1,412,280	買掛金	54,917
売掛金	222,703	リース債務	13,331
仕掛品	26,666	未払金	32,525
貯蔵品	267	未払費用	12,539
前払費用	33,871	未払法人税等	118,353
その他の	17,817	未払消費税等	48,266
貸倒引当金	△110	前受金	81,864
固 定 資 産	1,014,232	預り金	18,806
有形固定資産	49,735	賞与引当金	30,745
建物附属設備	1,085	固 定 負 債	207,715
工具、器具及び備品	13,858	リース債務	25,600
リース資産	34,792	退職給付引当金	150,319
無形固定資産	483,841	役員退職慰労引当金	31,795
ソフトウェア	483,841	負 債 合 計	619,065
投資その他の資産	480,654	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	12,960	株 主 資 本	2,108,664
長期前払費用	12,301	資 本 金	332,575
保険積立金	277,764	資 本 剰 余 金	287,941
敷金及び保証金	42,761	資本準備金	277,575
繰延税金資産	134,867	その他資本剰余金	10,365
資 産 合 計	2,727,729	利 益 剰 余 金	1,613,803
		その他利益剰余金	1,613,803
		繰越利益剰余金	1,613,803
		自 己 株 式	△125,655
		純 資 産 合 計	2,108,664
		負 債 純 資 産 合 計	2,727,729

損 益 計 算 書

(2020年4月 1 日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,165,888
売上原価	1,097,634
売上総利益	1,068,254
販売費及び一般管理費	564,089
営業利益	504,165
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	820
補助金の収入	15,454
その他の	2,220
営業外費用	
支払利息	1,033
リース解約損	332
保険解約損	381
自己株式取得費用	949
その他の	215
経常利益	519,759
経常損失	
減損損失	25,956
税引前当期純利益	493,803
法人税、住民税及び事業税	161,075
法人税等調整額	△18,053
当期純利益	350,782

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	331,881	276,881	7,000	283,881	1,312,006	1,312,006	△33,152	1,894,617	1,894,617
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	694	694		694				1,388	1,388
剰 余 金 の 配 当					△48,985	△48,985		△48,985	△48,985
自己株式の取得							△100,033	△100,033	△100,033
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			3,365	3,365			7,529	10,895	10,895
当 期 純 利 益					350,782	350,782		350,782	350,782
当 期 変 動 額 合 計	694	694	3,365	4,059	301,796	301,796	△92,503	214,046	214,046
当 期 末 残 高	332,575	277,575	10,365	287,941	1,613,803	1,613,803	△125,655	2,108,664	2,108,664

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間（3年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

 - ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア

工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
 - ② その他の受注制作のソフトウェア

工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識

当年度の財務諸表に計上した金額 346,329千円

算出方法

工事進行基準を適用した受注制作のソフトウェアについては、収益総額、原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積りこれに応じて当期の収益及び原価を認識しております。

プロジェクト完成のために必要となる作業工数及び外注費用の見積りには不確実性が伴うため、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,074千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 17,141千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	25,956千円

当社は原則として、事業用資産については、すべての資産を一つのグループとしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

不動産クラウド「@プロパティ」のオプションとしてシステム開発中のプログラム製作の委託先変更を決定しました。これに伴い、事業の用に供されない開発中の資産（ソフトウェア仮勘定として計上）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値を零として減損損失を測定しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

27,005千円

営業取引以外の取引高

一千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	5,913,600株	14,700株	－株	5,928,300株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使により14,700株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	40,043株	113,530株	8,675株	144,898株

(注) 自己株式の数の増加は、2020年3月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式113,300株の取得、退職に伴う譲渡制限付株式報酬の177株の戻入、単元未満株式53株の買取りによるものです。自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬の給付によるものです。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	48,985千円	8円34銭	2020年3月31日	2020年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	69,400千円	12円	2021年3月31日	2021年6月25日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	第2回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,200株
新株予約権の残高	－

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資に必要な資金を主に自己資金で賄っております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	1,412,280千円	1,412,280千円	－千円
(2) 売掛金	222,703	222,703	－
(3) 敷金及び保証金	42,761	41,503	△1,257
(4) 買掛金	(54,917)	(54,917)	－
(5) 未払金	(32,525)	(32,525)	－
(6) 未払法人税等	(118,353)	(118,353)	－
(7) 未払消費税等	(48,266)	(48,266)	－
(8) 預り金	(18,806)	(18,806)	－
(9) リース債務	(38,931)	(37,530)	△1,400

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4)買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額12,960千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	56,604千円
退職給付引当金	46,027千円
役員退職慰労引当金	9,650千円
賞与引当金	9,414千円
減損損失	7,947千円
未払事業税	7,149千円
たな卸資産評価損	465千円
その他	7,258千円
繰延税金資産小計	144,518千円
評価性引当額	△9,650千円
繰延税金資産合計	134,867千円
繰延税金資産の純額	134,867千円

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 364円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円68銭 |

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の千円未満は切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	裕司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川	政人	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

プロパティデータバンク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鎚木 耕三 ㊞

監査等委員 越沼 孝夫 ㊞

監査等委員 小田島 労 ㊞

(注) 常勤監査等委員鎚木耕三、監査等委員越沼孝夫及び監査等委員小田島労は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 6階
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ
会議室1
連絡先 03-5777-3468（当社代表電話）



〈交通〉 ■ J R山手線・京浜東北線／東京モノレール
浜松町駅 北口より 徒歩約2分
■ 都営浅草線・大江戸線
大門駅 B5番出口より 直結

新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。